負担限度額認定証の再申請（対象者）

及び 負担割合証（全員・黄色い保険証）の更新 時期

ショートステイ・入所 ご利用者の方

負担限度額認定証（白い一枚ものの保険証）

食費・居住費 減額の為の保険証。対象者（ご家族さま）が 毎年７月頃に申請しておられますので、対象者には 申請書が６月以降 自宅に届きます。

有効期限が７月末日のため、再申請を 忘れないように お願いします。

新しい介護保険負担限度額認定証が届き次第、むつみ荘受付まで提示ください。

ご利用者 皆さま方

介護保険負担割合証（黄色い保険証）

現在 ご提出いただいております介護保険負担割合証が７月末日をもって期限切れとなります。

７月に行政より 要支援・介護の認定者全員に 利用者負担割合が記載された介護 保険負担割合証 が順次 発送され自宅へ届きます。

新しい割合証が届きましたら、サービスの利用時に必要となりますのでむつみ荘受付まで提示ください。

尚 ご不明な点がございましたら 事務所・相談員 木口まで お尋ねください。